

## 1 趣旨

本道の実情に即した体系的なギャンブル等依存症対策を推進するため、施策の推進状況やギャンブル等依存症の現状と課題を踏まえ、発症、進行及び再発の各段階に応じた取組を実施するため、本計画を策定。

## 2 位置づけ

ギャンブル等依存症対策基本法(平成三十年法律第七十四号)第十三条に定める都道府県計画に位置づけ

## 3 計画期間

令和5年度から令和7年度までの3年間

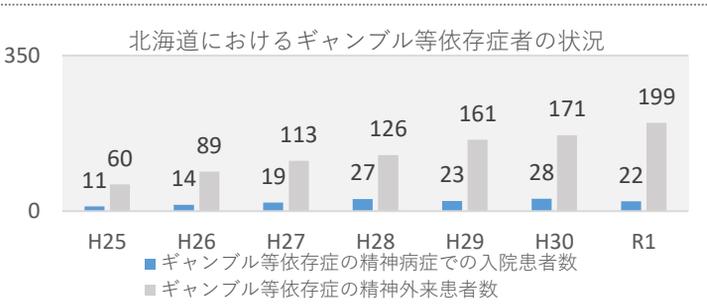
## 4 ギャンブル等依存症とは

- ギャンブル等依存症とは、ギャンブル等にのめり込むことにより、日常生活又は社会生活に支障が生じている状態。ギャンブル等行為を反復するうちに、その頻度や掛け金が徐々に増大し、自己制御できなくなる誰もがなりうる病気であり、適切な支援や回復プログラムへの参加によって回復可能。

## 5 現状

## (1) ギャンブル等依存症者(通院及び入院)の推移

- ギャンブル等依存症者は増加傾向



## (2) ギャンブル等に関する相談延人数の推移

- 道立精神保健福祉センター、保健所等で受けている相談延べ人数は、H30、R1は増加したもののR2は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少。

年度	H28	H29	H30	R1	R2
人	550	542	760	851	555

## (3) ギャンブル等依存症が疑われる方

- ギャンブル等依存症が疑われる方の多くは、治療や相談に結びついていない。(国の調査結果(令和2年)によると、過去1年以内のギャンブル等依存症が疑われる方は全国で2.2%で約232万3千人と推計。これを本道の成人人口(R3.1月現在)に単純にあてはめると、約9万8千人)

## (4) 行政機関における相談件数の状況

- 令和2年は、保健所等の依存症相談件数3,086件のうちギャンブル等に関するものが314件(約10.2%)、精神保健福祉センターは641件のうち241件(約37.6%)

## (5) その他の支援機関の状況

- 対応できる医療機関数は37か所、専門医療機関は5か所
- 対応できる回復施設数は4か所
- 道内の自助グループ等は、本人のグループ11か所、家族のグループ8か所の計19か所など

## (6) 北海道の取組状況

- 精神保健福祉センターにおける支援：相談支援と治療プログラムの実施、当事者・家族組織の育成・支援、保健所・市町村・医療機関等への技術支援等
- 保健所における支援：相談支援、普及啓発等

## 6 課題

「ギャンブル等依存症対策基本計画令和4年変更」を踏まえた対策を推進するとともに、本道の実情に応じた対策を推進する必要がある。

## (1) ギャンブル等依存症問題の現状や課題の普及啓発

わかりやすく伝え、広く正しく啓発する必要。また、近年の「オンラインによるギャンブル」が身近となっている社会環境の変化から、その特徴やリスクが理解できるような普及啓発が必要。

## (2) 若年者対策

教育機関での学習指導要領に基づく教育の実施を着実に進め、公営競技等でも年齢制限があること、依存症に進行した場合に当事者や家族の中に生じる、経済的、家族的、社会的問題のリスクについても十分に啓発する必要。

## (3) 相談支援体制の充実

依存症で悩む方やその家族を早期に発見し、適切な助言や支援を受けられるように、必要に応じて専門的な治療を行う医療機関や相談・支援機関へつなぐとともに、相談窓口の職員のスキルを向上させ、切れ目のない支援体制を充実させる必要。

## (4) 医療提供体制の充実

依存症で悩む方が質の高い医療を受けられるよう、地域において必要な専門医療機関を整備するとともに、依存症の治療を実施していない精神科医療機関や、産業医等の医療連携の推進が必要。

## (5) 回復、社会復帰支援

回復には、医療機関への通院や自助グループの活動等への参加が必要なことから、職場等における周囲の理解や配慮が重要であり、職場を含む社会全体において正しい知識や理解が必要。

## (6) 連携協力体制の構築

地域の実情に応じた対策を総合的に推進するための体制づくりが求められており、地域の関係機関で構成する連携会議を設置する必要。

## 7 基本方針

### (1) ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及

教育、広報等による普及啓発の推進や職場における普及啓発の推進することによりギャンブル等依存症に関する知識の普及を徹底し、将来にわたる発症を予防。

### (2) 誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり

全道の中心となる相談拠点である道立精神保健福祉センターや各地域の相談拠点である保健所（道立、旭川市、函館市及び小樽市）や札幌市精神保健福祉センターについて、周知を促進。相談支援を行うに当たって、多重債務、貧困、虐待等の問題と密接に関連していることから、地域の状況に応じ、各問題に対する相談の場を明確化するとともに、地域の窓口について広く周知。

### (3) 医療における質の向上と連携の促進

依存症で悩む方が、質の高い医療を受けられるよう、複数の依存症を抱える方への対応などにも考慮し、地域において必要な専門医療機関を整備するとともに、治療を実施していない精神科医療機関や、産業医等の医療連携の推進。

### (4) ギャンブル等依存症で悩む方が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり

ギャンブル等依存症で悩む方の回復、社会復帰が円滑に進むよう、社会全体でギャンブル等依存症並びにその回復及び社会復帰について、理解を促進。

## 8 施策

### 1 発症予防（一次予防）

#### (1) 教育、広報等による普及啓発の推進

- ギャンブル等依存症の正しい知識や相談窓口等の普及啓発  
※インターネット投票など「オンラインによるギャンブル」のリスクに関する正しい知識の普及啓発

- 学校教育等における指導の充実

#### (2) 職場における普及啓発の推進

- 職域保健との連携

#### (3) 不適切な誘引の防止（予防）

- 関係事業者の自主的な取組  
※インターネット投票におけるアクセス制限の強化
- 関係機関等の連携
- 警察による取組

### 2 進行予防（二次予防）

#### (1) 相談支援

- 相談支援体制の充実  
※市町村における相談支援体制の充実等の支援
- 相談支援従事者の育成

#### (2) 医療提供体制の充実

- 専門医療機関及び治療拠点機関の整備
- ギャンブル等依存症に係る医療の質の向上
- 医療連携の推進

### 3 再発予防（三次予防）

#### (1) 社会復帰への支援

- ギャンブル等依存症からの回復支援
- (2) 民間団体の活動に対する支援
- 自助グループ等との連携促進
- 自助グループ等への支援

### 4 共通

#### (1) 連携協力体制の構築

- 地域における連携協力体制の構築
- 相談支援体制の充実（再掲）  
※市町村における相談支援体制の充実等の支援

- 医療連携の推進（再掲）

#### (2) 人材の確保

- 職域保健との連携（再掲）
- 相談支援従事者の育成（再掲）
- ギャンブル等依存症に係る医療の質の向上（再掲）

## 9 推進体制

- 保健・医療・福祉や教育、当事者団体、関係事業者等からなる推進会議において、本計画の取り組みの成果と課題を検証。
- 取り組みの成果と課題の検証については、可能な限り、定量的な指標を用いて実施。
- 道関係部局で構成する「ギャンブル等依存症対策庁内連絡会議」を開催し、ギャンブル等依存症の現状等について共通認識を持ちながら、施策・事業の展開に向けた協議。
- 地域の実情に応じたギャンブル等依存症対策を推進するため、地域の関係機関で構成する連携会議を設置し相互に協力して、具体的な施策の推進。

## 10 重点・数値目標（主なもの）

- ① ギャンブル等依存症に関する知識の普及を徹底し、将来にわたるギャンブル等依存症の発症を予防
- ② ギャンブル等依存症に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制整備
- ③ ギャンブル等依存症対策の基盤整備

	指標（主なもの）	現状（R4.5）	目標
①	フォーラム等への参加延数	67名	参加者数の増
②	相談件数	555件（R2）	相談件数の増
②	専門医療機関の数	専門医療機関：5か所	各3次医療圏に1か所以上
②③	医療機関、相談機関の研修会受講機関及び受講者数	受講機関：108か所 受講者数：310名	受講機関及び受講者数の増

## 11 目指すべき姿

道民の健全な生活の確保を図り、「安心して暮らすことのできる社会」の実現